

指名競争入札共通事項(電子入札)

1 指名競争入札に参加できる者の資格要件

指名競争入札に参加できる者は、建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる要件を全て満たした者であること。

- (1) 1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく小山市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからウまでに定める届出をしていない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法(大正11年 法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年 法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年 法律第116号)第7条の規定による届出

2 分割(分離)発注に係る入札条件に関する事項

分割(分離)発注に係る入札条件を適用した入札は、入札順位に従って順次執行し落札者を決定する。この場合、先に行われた入札の落札者が提出したその後の入札に係る入札書は無効とする。

3 競争入札参加に関する事項

- (1) 指名業者に対しては案件毎に指名通知書を交付する。なお、通知は電子入札システムにより行う。
- (2) 指名通知書受領後、受領確認書を電子入札システムにより提出すること。

3-2 競争入札参加に関する事項(紙入札に該当する(利用者登録がされていない)場合)

- (1) 指名業者に対しては案件毎に指名通知書を交付する。なお、通知はFAXにより行う。
- (2) 指名通知書受領後、契約検査課へ受領確認の電話連絡をすること。
- (3) 小山市建設工事等電子入札運用基準2紙入札承諾基準のいずれかの事由に該当し、電子入札システムにて入札に参加できない場合は、「紙入札方式参加承諾願」を、入札書提出期限の前々日(市の休日を除く)までに契約検査課へ提出し、承諾を得ること。

4 設計図書の閲覧等

- (1) 設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)は、指名通知書に示す設計図書の閲覧期間に閲覧に供する。

- (2) 設計図書に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き書面により提出すること。
- (3) 質問への回答は、質問者に対し書面により行う。

5 現場説明会 行わない。

6 最低制限価格 指名通知書に有無を記載する。

7 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札システムで提出する入札書に工事費内訳書ファイルを添付し同時に提出すること。(工事費内訳書の指定様式は小山市ホームページからダウンロードできる。)

なお、ファイル容量は3MB以内に収めることとし、3MB以内に収まらない場合は工事費内訳書の一式を指名通知書に示す入札書の提出期限までに、契約検査課へ持参又は郵送により提出すること。(持参又は郵送する場合は、電子入札システムで入札書を提出する際に「提出書類通知書」を添付すること。)ただし、圧縮することにより3MB以内に収まる場合は、Zip形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)することを認める。

- (2) 紙入札の承諾を得た場合は、8の(1)のただし書きに従って提出すること。
- (3) 工事費内訳書には、次の事項を記載すること。
 - ア 入札参加者名、工事名、設計書等に記載する項目と同項目
 - イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位及び金額並びに合計額
- (4) 談合があると疑うに足る事実があると認めた場合には、当該工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

8 入札の方法

- (1) 入札書は、指名通知書に示す入札書の提出期限までに電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札の承諾を得た場合は、指名通知書に示す入札書の提出期限までに、契約検査課へ持参すること。この場合、入札書及び工事費内訳書は市販の長型3号の封筒に入れて封かんし提出するものとする。封筒には、開札日、案件番号、案件名、差出人の所在地及び会社名を記載し、入札書在中の旨を記載すること。
- (2) 入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出すること。辞退届を提出せず、(1)の提出期限までに入札書を提出しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (3) 入札を辞退したものはこれを理由として、以降の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。
- (4) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、小山市財務規則及び小山市建設工事等執行規則を守る。
- (5) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。

- (6) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めること。
- (7) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。
- (8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に規定する課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札執行回数は1回とする。1回目の入札で落札者がいない場合は不調とする。
- (10) 参加者が2者に満たないときは、入札を中止することがある。
- (11) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (12) 入札書提出時に、入札内容の印刷を行うこと。

9 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 入札参加資格の無い者が入札したとき。
 - イ 入札条件に違反したとき。
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - エ 入札金額その他必要な情報を記録した電磁的記録の記録事項(入札書が持参により市長に提出された場合にあっては、入札書の記載事項)が判読できないとき。
 - オ 入札書の記名押印がないとき又は入札書の金額を訂正したとき(入札書が持参により市長に提出された場合に限る。)
 - カ 小山市建設工事等執行規則第6条の規定に違反したとき。
 - キ 入札保証金を納めるべき者が当該入札保証金を納めなかったとき又は納めるべき率に相当する額に満たない金額を入札保証金として納めたとき。
 - ク 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ケ 入札に際し虚偽又は不正の行為があったとき。
 - コ ICカードの不正使用等をした者が入札を行ったとき。
 - サ 開札日時(開札予定日時に基づき、電子入札システムにおいて実際に入札書を開札した日時)において有効期限を過ぎるICカードを使用して行った入札。
 - シ 同一入札者が電子入札と紙入札の両方を行ったとき(ただし、市長が承諾した場合を除く。)
 - ス 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき。
 - セ 工事費内訳書等の提出が義務付けられている入札について工事費内訳書等が提出されていないとき。
 - ソ 工事費内訳書等の合計金額と入札書の入札金額が相違するとき。
 - タ 内訳書の計算が間違っているとき。
 - チ 入札書及び工事費内訳書等が期限までに提出されていないとき。

ツ 紙入札の承諾を得た場合に持参以外の方法で入札書等を提出したとき。

テ アからツに掲げるもののほか、電子入札に関する条件に違反して入札を行ったとき。

- (2) (1)のク又はケに該当する場合には、当該契約に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
- (3) 指名通知を受けた者であっても、指名停止措置を受ける等、開札の時までに競争に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。

10 開札の方法

- (1) 開札は、指名通知書に示す開札の日時に電子入札システムにより行う。

11 同価入札

最低価格者が2者以上になった場合には、電子くじにより落札者を決定するものとする。

ただし、電子入札システムの障害等により電子くじによる手続きが困難であるときは、当該入札した者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

12 落札者決定の方法

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 落札者決定の結果については、電子入札システムにより通知する。ただし、落札候補者が紙入札者の場合には、該当者に落札決定通知をFAXにて送付する。

13 配置技術者

- (1) CORINS等により配置技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。この場合、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を講じることがある。
- (2) 配置技術者は請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあるものでなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。なお、恒常的な雇用関係とは、開札日当日において3か月以上雇用していることという。

14 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。ただし、4,500万円未満の工事については、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 本市では、現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

15 手持ち工事数の制限

市発注の手持ち工事数の上限は4件までとする。落札者または落札候補者となった時から、検査結果通知書を送付した日までを手持ち工事の期間とする。開札日において手持ち工事数が上限に達した入札参加者は入札に参加することはできない。ただし、過去3年間に於いて、小山市優良建設業者として表彰を受けた入札参加者については上限数を設けない。

16 入札保証金 免除する

17 契約保証金 納付する(指名通知書に免除の記載のある案件を除く)

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

18 請負契約書 要する。

19 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事の場合は、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

20 中間前金払と部分払の選択

- (1) 請負代金額が500万円を超える工事(債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定価格が500万円を超える工事)については、中間前金払を請求することができる。また、請負代金額が1,000万円を超える工事においては中間前金払と部分払のいずれかを請求することができる。なお、請負代金額が3,000万円を越える工事においては、中間前金払と部分払の選択について契約締結時に届け出るものとし、その後においては変更することができない。また、中間前金払と部分払のいずれかを請求する選択をしたとしても、それらの支払の請求をしないことができる。
- (2) 債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、いずれかの会計年度において出来高予定額が500万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払いを行うことができる。

21 中間前金払の請求

- (1) 請負代金額の10分の4以内の前払金に加え、工事の中間段階にさらに請負代金の10分の2以内を前払金として支払う中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 前金払と中間前金払を合わせた額は、請負代金額の6割を超えることはできないものとする。
- (3) 契約締結にあたり、部分払を選択した場合には、中間前払金を請求することはできない。

22 部分払の請求

契約締結にあたり、中間前金払を選択した場合には、部分払(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、原則として各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできない。

23 契約条項を示す場所等

- (1) 契約書及び入札を定めている小山市建設工事等執行規則等については、次の場所において閲覧できる。
小山市役所 理財部 契約検査課 (市役所 庁舎5階)
- (2) 小山市建設工事等電子入札実施要領は、小山市ホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.oyama.tochigi.jp/>
- (3) 小山市建設工事等電子入札運用基準は、小山市ホームページからダウンロードができる。
<https://www.city.oyama.tochigi.jp/>
- (4) 内訳書等の書式は、小山市ホームページからダウンロードができる。
<https://www.city.oyama.tochigi.jp/>

24 その他

- (1) 小山市暴力団排除条例(平成 23 年 条例第 18 号)第 6 条を遵守すること。
- (2) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、小山市談合情報対応要領の規定に従うこととし、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (3) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
 - ア 下請施工を必要とする場合は、可能な限り小山市内業者へ発注するように努めること。
 - イ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り小山市業者へ発注するように努めること。

- (4) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は申請書、資料の差し替えは認められない。